

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第72回）議事録

第1 日時 平成22年3月30日(火) 16時00分～16時30分

於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

酒井 善則（分科会長代理）、相澤 彰子、荒川 薫、伊東 晋、
鈴木 陽一、高畑 文雄、服部 武、広崎 膨太郎

（以上8名）

第3 出席専門委員（敬称略）

梅比良 正弘

第4 出席した関係職員

（情報通信国際戦略局）

河内 正孝（総括審議官）、藤田 和重（技術政策課企画官）

（総合通信基盤局）

桜井 俊（総合通信基盤局長）吉田 靖（電波部長）、
山田 真貴子（基盤局総務課長）渡辺 克也（電波政策課長）
鈴木 信也（基幹通信課長）、新田 隆夫（重要無線室長）

（事務局）

白川 政憲（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第5 議題

答申事項

公共ブロードバンド移動通信システムの技術的条件【平成21年4月28日付 情報
技術分科会諮問第2028号】

開 会

○酒井分科会長代理　それでは、ただいまから情報通信審議会第72回情報通信技術分科会を開催いたします。

本日は坂内分科会長が所用のためご欠席ですので、分科会長代理の私、酒井のほうで議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員13名中8名が出席されておりますので、定足数を満たしております。なお、審議事項の説明のため梅比良専門委員にもご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

本日の会議の様子はインターネットにより中継しております。あらかじめご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

議 題

答申事項

公共ブロードバンド移動通信システムの技術的条件【平成21年4月28日付 情報技術分科会諮問第2028号】

○酒井分科会長代理　本日の議題は1件です。ここにありますように、諮問2028号「公共ブロードバンド移動通信システムの技術的条件」につきまして審議いたします。

公共無線システム委員会主査代理でいらっしゃいます梅比良専門委員からご説明をお願いいたします。

○梅比良専門委員　本来なら主査の森川先生からご説明いただくところですが、所用ということで、主査代理の茨城大学の梅比良がご説明させていただきます。

概要版ということでお手元に資料が配られておりますが、10分とお伺いしておりますので、それに基づきまして簡単に、かいつまんでご説明いたします。

まず、検討経過でございますけれども、ごらんのとおり本委員会を4回、それから技術的条件作業班を7回、約8カ月の間で検討してまいりました。また、既存放送業務と

の検討が集中的に必要であろうということで、アドホックを4回開催しております。

まず、検討の背景でございますけれども、ご承知のとおり、現在、災害現場等、警察、消防・救急等の公共無線システム、これは現在ほとんど音声のみでございますが、やはり、機動的にそういった活動を行うためには映像伝送が必要であろうということで、そういうものが求められております。

こうした中、地上テレビジョン放送のデジタル化ということで、VHF帯が空き周波数になります。このうちの一部、170MHzから202.5MHzについては、安全・安心な社会の実現のためのブロードバンド通信が可能な自営通信で使うのがよかろうということで、既に答申をいただいているところでございます。

こうした背景を踏まえまして、今回、公共ブロードバンド移動通信システムの技術的条件につきまして検討を行ってまいりました。使う周波数は下の図面にございますとおり、170MHzから202.5MHz、現在のテレビでいうと4チャンネルから8チャンネル、ないしは9チャンネルのところを使うということになります。

次のページに進んでいただきまして、現在の公共無線システムの現状でございますけれども、公共無線システムと申しますのは、一般的には公共機関において使うものでございますが、現実に公衆網等も合わせて使っておるわけでございますが、やはり、いざというときの場合に輻輳のおそれがない自営網というのが必要だろうと。また、災害に強いところで、一般的には無線が使われているという状況でございます。具体的には下のほうにポンチ絵がございますけれども、こういったものがあるということでございます。

その中の課題でございますけれども、やはり災害等に対して適切かつ迅速に対応を行うということで、現場の映像伝送というのが的確な判断をするときに必要であろうと。それから、災害以外であっても、事故・事件等、こういったものに対してもそういった映像という情報があればさまざまな活動の効率化が行えるということで、コンセプトでございますけれども、現在の公共無線システムの課題を踏まえて、音声伝送に加えて、より詳細かつ迅速に被災状況等を伝送できる。品質的にはNTSCという現在のテレビ程度を考えておりますが、こういったものを可能とする「公共ブロードバンド移動通信システム」、略して「公共BB」と呼んでおりますけれども、こういったものを実現するということでございます。

次のページが利用イメージでございますけれども、この2つは、例えば警察が使うと

いうシーンですが、交通事故現場から状況を知らせる、あるいは犯罪現場で、例えば立てこもりがあったときにどういう状況になっているかというのを映像で知らせると。それに対してどういうふうな対応をとればいいのかというのが、映像が非常に大きな判断の手段となり得るということでございます。

また、次のページにいていただきまして、これは例えば消防の場合ですけれども、火災現場の情報を伝える、あるいは救急搬送中に患者の画像情報があると、どういった対処をとればいいのかというのが、医師が的確な判断ができるであろうというような利用の形態。

それから、次のページにいていただきまして、水害、土砂災害現場からやはり映像を伝えるということで、そういったものがその後の避難活動等にうまく使えるというような、こういったさまざまな利用の仕方が考えられるわけです。

また、次のページにいていただきまして、そういった緊急事態の場合だけではなくて、平常時の場合、例えば、ダム等におけるテレメータであるとか、道路点検時の映像伝送等々、こういった平常時についてもうまく使っていくことが可能であろうということと描いてございます。

そういったものを踏まえまして、次のページの公共ブロードバンドの要求条件でございますけれども、地上テレビジョン放送のデジタル化によって空きとなるVHF帯のうち、170から202.5メガまでの周波数、これをうまく使っていきましょうということとでございます。

それで、要求条件で、その下にございますけれども、通信速度としましては、先ほど申し上げたことから、セルエッジにおいてもNTSC程度の動画像伝送が可能になるように、具体的には数百k b p s程度以上が必要だろうということとでございます。

それから、無線局の形態でございますけれども、いわゆる基地局と移動局、このほかに、やはり、どうしても人間がいるところだけでそういった事故なり等が起こるわけではございませんので、可搬型の基地局として機能する移動局、すなわち可搬型基地局もあわせて考えていく必要があるということとでございます。

そういったことから、ネットワークの形態はさまざまなものが必要だろうということで、下のポンチ絵に書いております4つのような形態を考えております。1つは、基地局から移動端末間の通信でやる、集中制御通信モードと委員会の中では呼びましたが、こういうふうなセルラー展開をするような形態になるもの。それから、自律通信モード

と申しまして、先ほど申し上げた可搬型の基地局を持って行って臨時にアクセスするような形態。それから、端末間の直接の通信。それから、最後の中継と。こういったような4つの形態は必要であろうと考えております。

次に進んでいただきまして、そういった高度化のコンセプトと要求条件を踏まえまして、公共ブロードバンドの無線方式。これは、以下のような条件になるであろうという結論になっております。通信方式に関しましては、周波数の利用効率の重視と、上り、下りの伝送比率の柔軟な変更ができるということから、TDD方式が適当であろうと考えております。

2番目の多重化方式に関しましては、接続の確実性と、映像伝送するということから、QoSの保証がある程度必要であろうということ、上り回線につきましてはOFDMA方式、下り回線につきましてはOFDMとTDMの複合方式というものが適当であろうと考えています。

それから、3番目の変調方式及び占有周波数帯幅でございますけれども、NTSC程度の映像伝送が必要であろうということから、変調方式につきましてはBPSK、QPSK、16QAM、64QAM。占有帯域幅としては5MHzが必要であろうということでございます。これは、セル構成等を行うときに、やはり、最低3チャンネル以上が必要であろうということからきています。なお、変調方式等につきましては、多重化方式もそうでございますけれども、基本的にはこういったものを考えておりますが、他の候補も考え、採用して差し支えないものと考えております。

具体的なチャンネルの使い方としてのイメージというところにポンチ絵が書いてありますが、170から202.5MHzのところ約6チャンネル入ることになります。

それから、空中線電力と空中線利得でございますけれども、やはり、同様の条件、NTSCの映像伝送を行うということから、空中線電力は基地局が20W以下、移動局は5W以下。空中線利得は10dbi以下という条件とするのが適当であろうということ、要求条件のもう1つは、数キロメートル程度の伝送距離。これはやはり経済的なネットワークの低廉化が必要であろうということから、このくらいの距離が確保できるだろうという条件からきたものでございます。

続きまして、周波数共用条件の検討結果についてでございます。考えないといけませんのは、実際に使います周波数の上側の202.5MHz以上のシステムとの共用の考え方です。上のほうにはマルチメディア放送というものがございます。ここに関しまして

は、ガードバンドを202.5から207.5MHzの5MHz帯の周波数におきまして、お互いの干渉波が都市の環境雑音レベル以下になるように検討を進めてまいっております。

それから、下側のほうでございますけれども、これは放送業務用のシステムがあるところでございますが、170MHz以下の下側の隣接周波数帯につきましては、公共ブロードバンドからの与干渉電力、これが現在のアナログテレビからの与干渉電力よりも小さいことから、多くの無線システムと共用可能であるということが判断されております。こういったシステムは、いずれも基本的には音声を使うものでございますので、先ほど申し上げたOFDM、ないしはOFDM方式というのも想定すれば、公共ブロードバンドのほうを受ける干渉についてはほとんど問題にならないだろうということでございますけれども、公共ブロードバンドとの関係で申し上げますと、例えば、災害現場等の場合は、近接して放送関係の無線システムが使われるという可能性も考えられますので、より詳細な検討が必要になるところになります。

続いて、12ページでございますけれども、これが想定されるスペクトラムマスクのイメージでございます。真ん中のところの30MHzを使いまして、6チャンネル配置されております。上側のほうにマルチメディア放送がございますけれども、202.5から207.5MHzのところ、これはガードバンドとして使うのが適当であろうということでございます。170MHzより下のところには、放送関係の各種業務があるということでございます。

続きまして、周波数共用条件の検討結果でございます。13ページでございますけれども、これは下側隣接の例でございます。アナログテレビと公共ブロードバンドの160から170MHz帯への与干渉電力の比較をした図でございます。横軸は距離、縦軸が1MHzあたりの電力ということになります。真ん中の、赤の点線のところにありますが、これは都市雑音レベルでございます。上のほうの緑、この部分がアナログテレビからの与干渉レベル。下のほうが、公共ブロードバンドの基地局の与干渉レベル。それから、一番下の水色の線が、公共ブロードバンド移動局からの与干渉レベルということで、これを見ていただくとわかりますとおり、ほとんどのところでは十分な余裕がございますし、先ほど申し上げた都市雑音レベルより下でございますので、大丈夫だと考えられます。しかしながら、非常に距離の短い近接したところでは、ちょっとこういう格好になるケースがあり得るということでございます。

続いて14ページにいていただきまして、下側隣接周波数帯域の放送関係無線システムとの共用につきましては、公共ブロードバンドとの利用の場面が重なるというケースがございますので、個別のシステムの諸元についてどういったことが考えられるかというのを詳細に検討する必要があるということでございます。具体的には、東京近郊等の基地局があるようなところ、ここについては問題ないのですけれども、やはり遠隔になってくると電波が非常に弱くなってまいりますので、このときに大丈夫かどうかということが問題になってくるということでございます。

それから、次に、周波数共用の検討結果、今度は上側の隣接周波数帯の検討結果でございます。15ページでございます。これは、マルチメディア放送との共用検討をしたものでございまして、この表にございますように、与干渉局がマルチメディア放送から、被干渉局の公共ブロードバンドの場合と、逆の、公共ブロードバンドからマルチメディア放送側の受信端末側のほうにあらゆる被干渉レベルを検討したものでございます。この右のものが評価結果でございまして、所要改善量と干渉発生確率という観点から評価したものでございます。

これで、この検討結果からでございますけれども、この検討の、特にマルチメディア放送基地局と公共ブロードバンド基地局の間の干渉でございますけれども、これにつきましては離隔距離、基地局の離れている距離が200メートルの非常に厳しい条件での検討結果でございます。結果としましては、基本的には共用は可能であろうと考えられるということでございますけれども、この結果からわかりますとおり、基地局の設置につきましては所要改善量というのが必要になるケースもございますので、この場合につきましては、基地局の設置についていわゆるサイトエンジニアリングという、適切な対策をやっていけば問題はなかろうということでございます。

次の16ページのほうにいていただきまして、これは下側の隣接周波数帯のシステム。さまざまなものがありますけれども、これとの共用検討結果でございます。1番目は補聴援助用ラジオマイクとの共用検討結果でございますけれども、これも非常に近接した場合に問題になると。43メートルの場合ですね。実際にはこれは、例えば、障害者向けの学校等で使われているシステムでございますので、基本的にはこういうケースはほとんどないだろうと考えられます。それから、2番目が広帯域テレメータでございますけれども、これにつきましても44メートル以下とか20メートル以下の非常に近接した場合のみ問題になるということで、現実問題としては問題ないと考えられます。

それから、次が放送関係の無線システムとの共用検討結果でございますけれども、放送関係につきましては連絡無線、ワイドバンド、固定回線と3種類のシステムがございます。公共ブロードバンドから被干渉局の放送業務でのものがございますけれども、ここで見ていただくと、いずれの場合も所要改善量が必要なケースがあり得るということでございます。このような公共ブロードバンドの無線局、これは放送関係の無線のシステムに対する与干渉を回避するために、その運用形態に応じて改善量が必要となるという結果でございますけれども、これらの放送関係の無線システムの離隔距離が10メートルとなるまで近接するという条件であれば、このような非常に大きな改善量、10 dBから、ケースによっては最大で50 dB程度まで必要になるというケースが考えられるわけですが、これは先ほど申し上げたように10メートルという非常に厳しい条件の場合でございます。一般的にはある程度離すことができるであろうということと、それから、それに加えて改善の処置ですね。例えば、送信フィルタによる減衰量の改善であるとか指向性アンテナによる改善量、こういったものにつきましては、この放送業務用向けの場合のみ問題になるということで、公共ブロードバンドの運用形態に応じて、放送関係の無線システム許容干渉電力を超えないように個別に判断する必要があるであろうということでございます。もちろん、先ほど10メートルと申し上げたので、ある程度離れているケースの場合には問題にならないということでございます。

18ページでございますけれども、主な技術条件をまとめたものがこちらでございます。先ほど申し上げた一般的なものに加えて、認証・秘匿・セキュリティ等、一般的な条件をこちらのほうに記載してございます。また、周波数偏差等々につきましても、このような技術的条件であれば先ほどのような検討結果においておおむね共用ができるということでございます。

最後に19ページ、今後の検討課題でございますけれども、隣接システムとの共用に向けた検討課題ということでオートパワーコントロール、送信電力制御ですね、こういったものを入れたほうがよいだろうと。それから、あと、高性能フィルタ、高指向性アンテナ等、やはり共用の条件をさらに改善する手法というものも今後の課題かということでございます。その他の公共ブロードバンド化の共用に向けた検討課題としては、あと、周波数有効利用に向けた検討課題、地上デジタル放送の視聴者への影響に関する検討課題、幾つか今後の検討課題として考えておかないといけない課題があるということでございます。

以上、ちょっと長くなってしまいましたが、公共無線システム委員会の技術的条件の検討結果についてご報告させていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○酒井分科会長代理　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

どうぞ。

○高畑委員　　高畑です。アナログテレビの跡地ということで、公共ブロードバンド移動無線通信システムに非常に広い帯域が割り当てられるという話はずっと以前からお聞きしておりました。今回、やっと技術的条件の案が提出されたということで、2011年7月に空き地になった後、あまり時間を置かずにシステムが運用できるのではないかと大変期待をしております。

今回ご説明のあった技術的条件には、実用レベルにある最新の技術を適用しているため、実用化に向けて、それほど高いバリアはなく、周波数利用効率も非常に良好ですので、これをもとに、実用システムに向けてさらなる検討をしていただきたいと思います。

さらに、多数のユーザがつかまして通信機器が低廉化されるということを期待しております。このようなシステムはどんどん技術進歩をしますので、そういう変貌にもついていけるようなシステムを構築されるのが望ましいと考えています。しかしながら、依然として、関連した既存のシステムも恐らく残っていくことになると思いますので、そのような既存のシステムをこの中にうまく取り込み、さらに周波数利用効率が悪い既存のシステムが多数あると思いますが、その辺の周波数の再編にぜひつなげていくようなシナリオをつくっていただきたいと思います。

質問ではなくて意見ですが、以上のような感想を持ちました。どうもありがとうございます。

○酒井分科会長代理　　どうもありがとうございました。今の提案もご意見ということでよろしいですね、特に。おっしゃるとおりだと思いますので。

ほか、ございますでしょうか。

○広崎委員　　よろしいですか。

○酒井分科会長代理　　どうぞ。

○広崎委員　　今も話にありましたように、我々としてもこの公共ブロードバンドは大変期待しておりまして、なるべく1日も早い実用化にこぎつければと思っておりますが、

1点、技術的な点を確認させていただきたいと思います。上側隣接周波数帯につきましては、先ほどご説明いただいたようにこのようなガードバンドがありますので、実際上ほぼ問題ないと思うんですが、下側について、10メートルとはいえ、これは運用状況にある程度明らかにして、そのときの使用スペックを公共BB使用側が申請するなり、あるいは認可を受けるなり、というそういった形態になるのでしょうか。そのあたり、ちょっと教えていただければ。

○梅比良専門委員　すみません、質問をちょっとご確認させていただきたいのですが、所要改善量についてどうするかというご質問でしょうか。

○広崎委員　はい。

○梅比良専門委員　これにつきましては、使用形態ごとに異なってまいりますので、そういう利用が十分想定されるというケースのときにはこれを何らかの格好で達成するということが必要になってくるとも思われます。具体的には、それは公共ブロードバンド側のほうでこういった対処を考えるということになるかと思えます。

○酒井分科会長代理　よろしいでしょうか。

○広崎委員　はい。

○酒井分科会長代理　どうぞ。

○服部委員　服部です。この公共ブロードバンド、安心・安全ということで非常に今後の期待感等もかなり大きいと思いますので、ぜひ早期に実現されるということを期待したいと思います。

ちょっと質問ですけれども、技術的に見ますと、OFDMをベースとした技術が、LTEあるいはWiMAX、あるいはXGPということで、かなり技術のコモナリティが出ていますので、そういう意味では技術の実現性というのは非常に高いと思うんですけれども、システムとしての標準化といいますか、考え方。これは、いろいろ特殊な条件で使うということだと思いますけれども、諸外国でもこういう公共ブロードバンド的なものも幾つかあると思いますので、その辺を含めた今後の標準化の考え方をどう取り組まれるか、それが1点です。

それから、少しちょっと細かいんですけれども、こういう諸元の中でOFDMあるいはOFDMAのときに、NTSCの数百キロビットというのが1つのねらいにはなっているんですが、具体的にこのシステムの中でのビットレートがどういうビットレートを実現するかということが記載されていないんですが、それはこの枠の範囲外でというこ

と、基本的なパラメータを決めて、あとは実用の中で決めるという考え方なのかどうかということですね。例えば、5MHz使えば1ビット/Hzと考えれば、数メガビットぐらいは本来実現できると思うんです。実際、最近のシステムは5メガあるいは10メガとか15メガというスピードをいっていますので、そのスピードをなぜもっとクリアに言われたいといいますか、具体的な理由はもちろんその後でいろいろあると思うんですけれども。

それと、サブキャリア間隔が一切記載されていないんですけれども、OFDMAであれば、5MHzというのは1つの単位だと思うんですが、いろいろ柔軟な周波数のバンドリングの考え方もあるのではないかなと思います。その辺のフレキシビリティといいますか、5メガに限ってしまうことにする理由といいますか、もう少しフレキシビリティもあってもいいのではないかなと思うんですが、ちょっとその辺、3つばかり、すみません。

○梅比良専門委員　まず、標準化の件でございますけれども、この委員会の中で標準化というものをどうすべきかという議論は残念ながらしておりません。しかしながら、方式の検討に当たっては、やはり先ほど申し上げた経済的なシステムが必要であろうということで、先ほどもご指摘がありましたようなOFDMなり、広く使われている方式をベースにして考えているということで、このために極めて特殊な技術開発が必要ではないだろうということで、経済化を図れるものではないかなと思っております。

また、このシステムをさらに低廉化して使いやすくすることには、やはり何らかの標準化ということが必要になってくると思いますけれども、これにつきましてはむしろ実際に開発をされるメーカーの方々ないしは運用されるの方々によって、標準規格とそれを広く普及していく努力が必要なのではないかなと思います。

それから、2番目のビットレートをなぜ明確に言わないのかとご指摘の点でございますけれども、このシステムの条件を検討するに当たりまして、実際のユーザーであるところの警察ないしは消防の方々から明確にいただいた要求条件というのは、やはり映像を何とかして遠くまで送りたいというのが最大の要求条件でございます。それにミートするような格好での条件を検討してまいりました。

しかしながら、最大でどのくらいになるんですかということであろうなと思うわけでございますけれども、そうしたときには、やはり64QAMというところの変調方式まで考えますと、おそらく、これは私の推測でございますけれども、5MHzを使っている

ということからしますと、10メガから20メガビットというものは十分に可能であろうと。

それから、また、最近よく使われていますMIMOという技術を使えば、さらに高速化というのは十分可能であろうと思いますけれども、それをどこまで考えるのかというのが最大上のビットレートになりますので、そこにつきましては、実際に今度はこれの規格をつくる場が考えられるのかと思いますが、そういうところでやはり議論されるべき話ではないかなと考えているところでございます。

それともう1つ、チャンネル数ないしはサブキャリア間隔、チャンネル間隔のことでございますけれども、このチャンネル間隔につきましては、やはり多種多様なユーザーが、例えば消防のケース、どのような格好で運用されるかによりますが、例えば個別に運用されるというようなケースになりますと、やはりおのおのがある程度自由に使いたいということも想定されますので、ある程度のチャンネル数の確保が必要だろうということで、今回は5MHzという格好にさせていただいて、6チャンネルのチャンネル数を確保するというような格好での条件とさせていただきました。

- 酒井分科会長代理　よろしいでしょうか。
- 服部委員　はい。ぜひ、柔軟な運用といいますか、その辺がうまく対応できると……。
- 酒井分科会長代理　数百キロビットというのは、一番悪い場合のという話ですね。
- 梅比良専門委員　はい。セルエッジで、最低限映像がちゃんと送れるという条件だというふうにお考えいただければと思います。
- 服部委員　わかりました。多分、高品質に送りたいというニーズもあるんですよね。
- 梅比良専門委員　はい。
- 酒井分科会長代理　それはそうでしょうね。
- 服部委員　ですから、そういうものにもいろいろ対応できると。
- 酒井分科会長代理　ほか、ございますでしょうか。
- 伊東委員　伊東ですが、よろしいでしょうか。15ページの上側の隣接周波数帯との共用検討という箇所です。そこで、マルチメディア放送受信端末のところには1.3%という数字が記載されておりますが、これの解釈の仕方を教えていただきたいのです。公共BBの基地局の近くでは、定常的にマルチメディア放送サービスが受信できないような、いわゆる難視の状態になってしまう可能性があるのかどうかについて教えていただきたいのです。

○梅比良専門委員　すみません、十分なお説明ができません。ここに書いてありますパーセンテージのものは、干渉発生確率でございます。一般的に移動通信というのは、すべてのところで通信ができるというわけではなくて、ある程度場所とか時間によって通信できない確率があるということでございますけれども、そういったものがこの共用をすることによって、どのくらいのパーセンテージで起こるのかと。これは、ですから、移動端末がどのあたりに置かれるのかとか、それがマルチメディア放送の受信端末と、例えば公共ブロードバンドの基地局、移動局とマルチメディア放送受信端末の位置関係とかで全部それが変わってくるわけでございますけれども、そういったものをモンテカルロシミュレーションという手法で検討いたしまして、そのときにどのくらいの確率で起こるかというもののパーセンテージを示したものでございます。ですから、これで常時通信できなくなるとか、あるいは受信できなくなるというようなものではなくて、場所によってはこのくらいの確率で、干渉のために受信できないということがあります。これは、携帯電話でもこういうことがよくあると思いますので、それと同じようなレベル、ないしはそれより十分低い確率だとお考えいただければと思います。

○酒井分科会長代理　じゃあ、ある場所が、1.3%が難視聴になってしまうというわけではなくて。

○梅比良専門委員　というわけではないと。確率的にこういうことが起こり得るという話です。

○酒井分科会長代理　わかりました。よろしいでしょうか。

ほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件は答申案72-1-3のとおりにお答えしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○酒井分科会長代理　よろしいでしょうか。

それでは、案のとおりお答えすることといたします。

それでは、ただいまの答申につきまして、総務省から今後の行政上の措置についてご説明を伺えるということですので、よろしくお願ひいたします。

○桜井総合通信基盤局長　総合通信基盤局長でございます。先ほど、公共ブロードバンド移動通信システムの諮問に対しまして、お答えいただきましてまことにありがとうございます。また、森川主査、梅比良主査代理をはじめといたします公共無線システム委員

会の委員の皆さん、大変ご熱心なご審議を賜ったところでございまして、厚く御礼申し上げます。ただいまのご審議でもご指摘が幾つかございましたけれども、この公共ブロードバンドシステムにつきましては、地上デジタルの、いわゆるアナログの跡地を利用するというので、大変多くの国民の皆さんに地上デジタル化についてご理解を賜っておるところでございます。そういう意味もあって、この跡地利用をきちんとするということは私どもの責務だと思っているところでございます。

そういう意味で、このシステムにつきまして、今回ご答申いただいたということでございますので、早急に制度整備をいたしまして、使えるようになったときには、多くの関係機関にご利用いただけるという状況をつくってまいりたいと思っているところでございます。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会

○酒井分科会長代理　それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。事務局のほうは何かございますでしょうか。

○白川管理室長　ございません。

○酒井分科会長代理　よろしいですか。

それでは、本日の会議を終了いたします。次回の日程につきましては別途確定になり次第事務局からご連絡を差し上げますので、皆様よろしくお願いいたします。

では、どうも本日はありがとうございました。